

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第292条の規定を準用し、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和8年1月28日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 大原 芳剛

令和7年度定期事務監査の結果

1. 監査の対象

(定期監査)

総務課、警防課、大東消防署、四條畷消防署

2. 監査の期間

令和7年1月26日から令和7年1月23日まで

3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準の規定に基づき、消防設備等維持管理費に関する事業について、関係書類の提出を求めた。これらをもとに、各課等の長から事情を聴取し、当該事務事業が関係法令、条例、規則及び要綱等に従い、適法かつ妥当な内容で執行されているか、また、効果的で効率的な執行が図られているかについて監査を実施した。

4. 指摘及び留意事項

おおむね適正に執行されていると認められるものの、一部に留意及び改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 予算執行事務について

支払期日について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を準用し取り扱われているところではあるが、請求日から30日を経過し支払われている案件が1件確認された。

については、決裁権者を含め、実務担当者間において支払事務に関する情報共有を一層徹底するとともに、支払期日の管理を徹底することで、再発防止に努められたい。

(2) 契約事務について

契約事務については、原則として競争入札により行うべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限り、随意契約が認められており、

随意契約事務については随意契約ガイドライン等に基づき執行されているところである。

特定の一者から見積書を徴収し契約を締結する場合には、透明性を確保する観点から、他の事業者では履行できないと判断した理由及びその検討過程を明確にし、市民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。

本監査においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する契約、いわゆる「2号随意契約」の締結理由の妥当性に重点を置き、事情を聴取したところ、いずれも一定の合理性が認められた。

決裁権者においては、所掌事務の責任者として契約内容を的確に把握し、より一層慎重な事務執行が図られるよう、職員に対する指導を徹底されたい。

（3）資機材の管理方法について

資機材の管理方法については、消防機械器具等の管理に関する要綱に基づき実施されているところである。

令和6年度に提出された点検整備依頼書及び機器損傷報告書を確認したところ、点検時又は使用時に異常を確認した際に提出される点検整備依頼書は37件、機器の損傷又は紛失時に提出される機器損傷報告書は27件であった。

その要因の多くは経年劣化によるものであったが、操作時の破損等によるもの、災害現場での紛失事案が確認された。

再発防止に向けた検討や情報共有が行われているものの、これらの取組を一過性の対応にとどめることなく、実効性のある再発防止策として組織全体に定着させていくことが求められる。

資機材の適正な取扱いを改めて徹底し、同様の事案の再発防止に向けた具体的かつ継続的な取組を着実に実施されたい。

5. 監査委員意見

今年度は、「消防設備等維持管理費に関する事業」を対象として監査を実施した。

予算執行事務においては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を準用した期日内での支払を遵守し、契約事務に関しては、契約規則、改正後の随意契約ガイドラインにのっとった透明性のある契約事務の遂行を、資機材の管理方法については、

消防機械器具等の管理に関する要綱にのっとり、点検、報告、教育、指導について安全、確実、迅速に遂行していただきたい。また消防は、市民の生命、身体及び財産を守る業務であるため、災害現場で使用する資機材も多くあり、その責任と意義を再認識し、取扱い及び管理には十分注意をされ、善処されたい。